

2026年4月～2027年3月 大阪大学交換留学対象奨学金募集要項

日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)
大阪大学未来基金グローバル化推進事業「交換留学奨学金(派遣)」

1. 概要

グローバル化に伴い、世界を舞台に活躍できる国際性豊かな人材の育成が求められている。本学においてもより一層学生の海外派遣を促進し、海外の大学などへ留学の機会を与え、国際感覚を備えた学生を育成するため、上記奨学金の募集を行う。

2. 対象となる留学

- ・本学と大学間または部局間の学生交流協定(覚書)を締結している外国の大学等に交換留学生として、内定を受けていること。
- ・2026年4月1日から2027年3月31日までの間に留学を開始すること。
- ・留学期間が3か月以上1年以内であること。
※本募集要項における留学期間は派遣先大学での正規の授業期間に加えて、授業開始前のオリエンテーションは含みます。ただし授業開始前の語学コース、および授業期間終了後の滞在期間は含めません。
※留学期間に渡航に要する期間は含みません。

3. 応募資格・条件

- (1) 日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)(以下「JASSO 奨学金」という。)
 - ア 本学の学部または大学院に在学する正規生であり、人物・学業成績が優秀で志操堅実かつ健康であり、明確な留学の目的を有する者。
 - イ 応募の時点で、大学間または部局間交換留学の内定を受けていること。
 - ウ 交換留学終了後、本学に戻り学業を継続し、学位を取得する者又は卒業する者。
※退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。
 - エ 協定校が定める交換留学生の資格(成績、語学能力等)を有すること。
留学先での勉学・研究に英語を使用する場合は、協定校が定める語学能力基準に加え、TOEFL iBT79点又はIELTS(アカデミック・モジュール)6.0以上を満たしていること。
 - オ 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む)
 - カ 派遣先大学所在国への留学に必要な査証を確実に取得し得る者。
 - キ 他団体等(在籍大学等および派遣先大学等を含む)から派遣プログラム参加のための奨学金(渡航費および返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額(複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が、本制度による奨学金月額を超えない者。

※併給が認められない他団体の奨学金額を一回以上受給する場合は対象外

※他の奨学金支給団体側においては、本奨学金との併給を認めない場合があるので

当該団体に確認すること。

ク「経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として本学が認める者

(2) 大阪大学未来基金グローバル化推進事業「交換留学奨学金(派遣)」(以下「OU 奨学金」という。)

- ア 本学の学部または大学院博士前期課程(修士課程、生命機能研究科博士課程において、修士課程修了に相当する要件を満たしていると認められない者および法科大学院の課程1、2年次を含む)に在学する正規生(外国人留学生を含む)であり、人物・学業成績が優秀で志操堅実かつ健康であり、明確な留学の目的を有する者。
- イ 応募の時点で、大学間または部局間交換留学の内定を受けていること。
- ウ 協定校が定める交換留学生の資格(成績、語学能力等)を有すること。留学先での勉学・研究に英語を使用する場合は、協定校が定める語学能力基準に加えて、TOEFL iBT 79点またはIELTS(アカデミック・モジュール) 6.0以上を満たしていること。
- エ 交換留学にあたり、他団体等から留学のための奨学金を受ける場合、受給する合計月額が同奨学金の支給金額を超えない者。
- オ 過去に本制度を利用したことのない者。

4. 支援内容

JASSO 奨学金と大阪大学交換留学奨学金(派遣)の割り当ては本学にて決定することとします。

(1) JASSO 奨学金

支給金額: 派遣先国・地域により、月額8・9・11・12万円(別紙参照)

渡航支援金: 16万円(一定の家計基準を満たした場合)

1万円(奨学金支給回数6回以上)

支給期間: 本学が認めた派遣期間

対象人数: 予算配分および割当人数により決定(参考: 2025年度 51名採用)

(2) OU 奨学金(派遣)

支給金額: 月額6万円

支給期間: 本学が認めた派遣期間

対象人数: 予算配分により決定(参考: 2025年度 4名採用)

※予算の都合により、派遣期間の一部のみ支給する場合がある。

5. 応募書類

下記必要書類を各1部ずつ、各自の所属学部・研究科教務担当係に提出すること。

【大学間交換留学予定者】

	申請書類名
1	2026 年度(2026 年 4 月~2027 年 3 月留学開始)大阪大学交換留学対象奨学金申請書(様式 1)
2	家計基準確認書類(学生課程に応じて、①あるいは②を提出すること。) ※学部・大学院の課程については、2026 年 4 月 1 日時点の学籍身分(見込)で選択してください。 ※各種証明書等発行ができない場合は、「収入に関する事情書(様式 4)」を提出してください。
①【学部生】	
<ul style="list-style-type: none">●家計基準確認書(様式 2)●生計維持者(父および母、又は父母に代わって生計を維持する者)の最新の所得・課税証明書 (市町村役場で発行・写しも可。ただし、発行日が 3 カ月以内のもの。)<ul style="list-style-type: none">・父母がともにいる場合、無職であっても双方の証明書が必要。・父母がともにいない場合、父母に代わる生計維持者の証明書が必要。・記載内容に省略のない様式を提出のこと。 →合計所得金額や繰越控除金額、所得控除の内訳、扶養親族の人数、課税標準額(内訳)、税額控除の項目等の記載があるか確認すること。・父母の海外勤務により、所得・課税証明書の発行を受けられない場合、雇用主が発行する年間給与・賞与支給額証明書類もしくは、1 年間の給与・賞与明細のコピーを提出すること。●生活保護決定(変更)通知書(写)※生活保護認定世帯のみ<ul style="list-style-type: none">・1 年間の扶助料が分かるものを提出のこと	
②【大学院生】	
<ul style="list-style-type: none">●家計基準確認書(様式 3-1) ※1 年間(2025 年 1 月~12 月分)の本人の収入(定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金(申請中のものは除く)、その他の収入により本人が1 年間に得た金額)と配偶者の定職収入の金額を証明する以下の書類<ul style="list-style-type: none">●父母等からの給付額申立書(様式 3-2) ※要保護者氏名・押印(署名代替可)●本人(および配偶者)の最新の所得・課税証明書(市町村役場で発行・写しも可)●本人(および配偶者)の最新の源泉徴収票(勤務先で発行・写しも可)●奨学金受給決定書(給付月額がわかるもの)<ul style="list-style-type: none">・本年分の収入・所得金額が大幅に変動する場合は、本年の年収(所得)見込みを証明する書類も必要(給与明細等)。	

【部局間交換留学予定者】

	申請書類名			
1	2026 年度(2026 年 4 月～ 2027 年 3 月留学開始)大阪大学交換留学対象奨学金申請書(様式 1)			
2	家計基準確認書類(学生は学生課程に応じて①あるいは②を提出すること。) ※学部・大学院の課程については 2026 年 4 月 1 日時点の学籍身分(見込)で選択してください。 ※各種証明書等の発行ができない場合は、「収入に関する事情書(様式 4)」を提出してください。			
①【学部生】 <ul style="list-style-type: none"> ●家計基準確認書(様式 2) ●生計維持者(父および母、又は父母に代わって生計を維持する者)の最新の所得・課税証明書 (市町村役場で発行・写しも可。ただし、発行日が 3 カ月以内のもの) <ul style="list-style-type: none"> ・父母がともにいる場合、無職であっても双方の証明書が必要 ・父母がともにいない場合、父母に代わる生計維持者の証明書が必要 ・記載内容に省略のない様式を提出のこと →合計所得金額や繰越控除金額、所得控除の内訳、扶養親族の人数、課税標準額(内訳)、税額控除の項目等の記載があるか確認すること ・父母の海外勤務により、所得・課税証明書の発行を受けられない場合、雇用主が発行する年間給与・賞与支給額証明書類もしくは、1 年間の給与・賞与明細のコピーを提出すること。 ●生活保護決定(変更)通知書(写) ※生活保護認定世帯のみ、1 年間の扶助料が分かるものを提出のこと				
②【大学院生】 <ul style="list-style-type: none"> ●家計基準確認書(様式 3-1)※1 年間(2025 年 1 月～12 月分)の本人の収入(定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金(申請中のものは除く)、その他の収入により本人が 1 年間に得た金額)と配偶者の定職収入の金額を証明する以下の書類 ●父母等からの給付額申立書(様式 3-2) ※要保護者氏名・押印(署名代替可) ●本人(および配偶者)の最新の所得・課税証明書(市町村役場で発行・写しも可) ●本人(および配偶者)の最新の源泉徴収票(勤務先で発行・写しも可) ●奨学金受給決定書(給付月額がわかるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・本年分の収入・所得金額が大幅に変動する場合は、本年の年収(所得)見込みを証明する書類も必要(給与明細等) 				
3	大学等高等教育機関入学後の全ての成績証明書			
4	語学能力証明書	TOEFL iBT または IELTS スコアシートの写し ※留学先で英語を使用しない、あるいは英語の授業を受講されない場合は、提出不要となります。		
5	パスポートの写し			
6	【外国人留学生のみ】在留カードの写し			

【書類作成時の注意事項】

- ・提出書類は成績証明書等原本またはコピーを求められる書類を除き、PC で必要事項を入力すること。(白黒印刷で可)
- ・各様式は A4 版片面で印刷したものを各 1 部提出することとし、A4 版よりも小さいものは A4 サイズの用紙に貼付して提出すること。
- ・ホッチキス止めはしないこと。
- ・印刷したときに文字が切れないよう、十分注意のうえ作成すること。
- ・様式は改変しないこと。また、昨年度以前の様式で作成された応募書類は一切受理しない。

【各提出書類補足事項】

(1) 2026 年度大阪大学交換留学対象奨学金申請書(様式 1)

- ・奨学金受給資格にかかるため、国籍・地域、在留資格は正しく記入・選択すること。
- ・電話番号、メールアドレス等は、間違いないように注意して記入すること。
- ・使用言語欄について、留学先での勉学・研究に主に使用する言語のみを記入すること。
- ・その他、書ききれない情報は、特記事項の欄に記入すること。
- ・派遣先大学名は省略せず、正式名称を日本語で記入すること。
- ・留学期間は正規の授業期間(オリエンテーション期間含む)のみを正しく記入すること。
なお、奨学金採用時にはアカデミックカレンダー等を確認のうえ、申請時の期間から調整することがある。

(2) 家計基準確認書類

【学部生】

家計基準確認書(様式 4)および必要証明書類を提出すること。

【大学院生】

家計基準確認書(様式 5)および必要証明書類を提出すること。

(3) 【部局間交換留学予定者のみ】成績証明書

- ・原則、日本語版を提出すること。日本語版がない場合は、英語版を提出すること。
- ・現課程の成績証明書については、2026 年 1 月以降に発行したもの有効とする。

(4) 【部局間交換留学予定者のみ】語学能力証明書

- ・留学先での勉学・研究に主に英語を使用する場合は TOEFL iBT または IELTS スコアシートの写しを提出すること。
- ・語学能力検定試験等のスコアは、2025 年 1 月以降のスコアまたは部局間交換留学申請時に使用したスコアを有効とする。
- ・スコアシート等については、オンライン上で確認したもの写しでも可とする。

6. 提出期限

2026 年 2 月上旬

※所属学部・研究科における提出期限は各自確認すること。

7. 選考結果通知

選考結果は、2026年3月中に応募者の所属学部・研究科を通じて通知する。各奨学生の内定を受けた者については、派遣開始時期に応じて別途採用に必要な書類を提出し、順次、採用手続きをを行う。「JASSO 奨学生」については、日本学生支援機構(JASSO)からの登録承認をもって正式採用となる。

8. その他

その他奨学生との併願は可とするが、他の海外留学に係る奨学生(給付)に採用された場合には、本奨学生の対象外となる可能性がある。また、採用が決定した場合であっても、本奨学生を受給するにふさわしくないと判断した場合には、本制度への採用を取り消すことがある。その場合、支給済みの奨学生の全額または一部返還を求める場合がある。

9. 渡航に関する注意事項

● 渡航の判断等について

渡航に関しては、「大阪大学・国際交流等に伴う危機管理対応マニュアル」に基づき、大阪大学が実施、延期、継続、途中帰国等の判断を行います。交換留学の内定が出ている場合であっても、大阪大学が渡航困難と判断した場合は、留学先地域への渡航を認めることができません。「実施」については、査証取得手続きに要する日数を考慮し、概ね渡航の2か月前の時点を基準とし、判断を行います。

また、留学開始後も必要に応じて延期、継続、途中帰国等の判断を大阪大学が行い、交換留学生の皆さんはその判断に従うことが求められます。

● 各種経費にかかる注意事項

渡航に際し、外務省の定める「海外危険情報」、「感染症危険情報」の危険レベルの変動により、現地や帰国時の水際対策やあるいは急な航空券手配が必要になったりする場合に不測の出費が発生する場合もあります。渡航にあたっては、このような点も自己責任として十分留意の上、計画を立ててください。また、渡航先の各種費用(寮費やプログラム実施に係る自己負担経費)については、途中解約ができないケースが大半ですので、その点についても各自事前に契約書等を確認の上、手続きを進めてください。

10. 【重要】JASSO 奨学生の支援について

2026年度 JASSO 奨学生に受給資格要件が付く可能性があります。JASSO 奨学生の候補者として採用されましても、受給資格要件を満たさない場合は、奨学生の支援対象外となること申し添えます。

本件問い合わせ先

国際部国際学生交流課海外留学係

outbound@ciee.osaka-u.ac.jp